

中谷行夫 活動だより

誰にでも やさしい赤穂市を目指します！

Vol.12

監査委員、民生生活委員会委員、議会運営委員会委員
市民病院経営改善調査特別委員会委員長
幹線道路・河川整備特別委員会委員
赤穂市環境審議会委員、議会報編集委員会副委員長



ごあいさつ

平素は皆様方の温かいご支援と励ましのお言葉などを賜り、誠にありがとうございます。お陰様で精力的に時間を余すことなく、議員活動に取り組ませていただいております。

活動の幅を広げることで、たくさんの方々との出会いや、つながって行くことに喜びを感じながら、小さなお声にもしっかりと耳を傾け、課題解決に努めております。

引き続き安全で安心して快適に暮らせる赤穂市を目指し、ご期待に添えられるよう日々研鑽し、スピード感を持って取り組んでまいります。

今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

中谷行夫

令和7年第4回定例会（12月10日） 本会議で 一般質問を行いました

1 いじめ・不登校問題に係る幼児期道徳教育の必要性について

答弁 保護者や保育施設における保育者、地域の方々等の、様々な立場の人が子どもの育ちを支援することの重要性が、ますます高まっていると認識しています。幼児期の子どもたちは、学習ではなく、保育所や幼稚園といった集団生活の中で、人とのかかわりを深め、様々な道徳性を体験しています。今後も、園所においては子どもたちの基本的な生活習慣の形成を図るとともに、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育むことができる、よりよい教育・保育環境を創っていくよう努めてまいります。



赤穂市議会
インターネット中継
(録画映像)

2 紙おむつサブスクの導入による子育て支援と保育士の負担軽減について

答弁 紙おむつサブスクの導入は、保育士の負担を軽減し、より質の高い保育の提供と子育て世帯の負担軽減を実現できる取組みの一つと考えており、導入に向けて積極的に検討を進めています。年度内に公立保育所の保護者を対象に、サービスの利用意向を把握するためのアンケートを実施し、十分な利用意向が確認できた段階で、正式に導入を決定する予定です。なお、本格実施に先立ち、運用上の課題を洗い出すために、数ヶ月間の実証実験をすべての公立保育所で実施する予定です。



3 赤穂大橋線街路事業及び密集住宅市街地整備促進事業の取組みについて

答弁 国に対して、年次計画に見合った交付金の要望を行い、計画的かつ着実に事業を推進していく考えです。

赤穂大橋線街路事業については、用地買収を先行しており、残りは6件で今後は、概ね令和10年度を目途に用地買収を完了させ、道路整備工事を3年程度で行い、令和13年度の完成を目指しています。尾崎郵便局東側の面的な舗装整備については、赤穂大橋整備の工期中に整備します。

密集住宅市街地整備促進事業については、用地買収の残りは8件となっており、概ね令和9年度を目途に用地買収を完了させ、令和10年度に道路整備工事をを行い、完成の予定です。



一般質問により舗装整備され段差が解消された赤穂大橋線

本会議での一般質問内容

令和7年第2回定例会（6月26日）



- 夏休み等の長期休業期間中におけるアフタースクールなどへの食事提供について
 - アフタースクール及び幼稚園預かり保育における食事提供について
- 高齢者等の交通弱者に係る移動手段の確保について
 - 公共ライドシェアの導入について
- 播州赤穂花火大会の再開について
 - 実施団体等への支援に係る実施要綱等を定める必要性について
 - 企画運営業務委託の公募型プロポーザルによる実施について
- 坂越隣保館及び坂越児童館の耐震化について
 - 耐震化計画について
 - 新築移転の検討について
- 自主財源の確保と地域経済の活性化を図るための有料広告の活用について
 - 公用車への広告掲載について

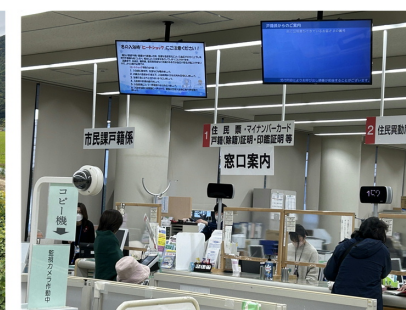
令和7年第3回定例会（9月24日）



- 福浦地区「鳴瀬川」に係る整備及び維持管理について
 - 河川整備及び維持管理について
 - 繁茂する葦の生育抑制対策について
- 赤穂市文化会館の使用料減免等による利用促進について
 - 市民からの使用料減免等の要望について
 - 使用料減免制度の導入について
- アフタースクールの適切な運営について
 - 施設の良好な環境整備について
 - 加配職員の配置について
- 空き家及び特定空家の対策について
 - 空き家及び特定空家の現状と今後の対策について
 - 尾崎地区の特定空家の対応について
- 市民に寄り添う行政サービスの環境づくりについて
 - 市役所庁舎1階の総合案内の設置について



鳴瀬川の除草作業



市役所庁舎1階に設置された窓口案内表示

一般質問では、市民の皆様の声と私の思いを市政に反映できる機会となります。許される30分間の質問時間を有効に生かすため、日々研鑽しております。少しずつですが、結果が出ており、市のご理解に感謝している次第です。

(裏面もご覧ください)

赤穂市民病院の指定管理者制度への移行方針

市民病院は、地域医療の中核を担う公立病院として長年、市民の健康と命を支えてきました。しかし近年、医療を取り巻く環境の急激な変化により、経営状況は極めて厳しいものとなってきました。

地方の公立病院は、医師の確保が極めて困難なため、議会では多くの議員が本会議や委員会で、経営改善や経営形態の見直しについて質してきましたが、市民病院理事者側は「医師の確保に努める」「経営改善に努める」の繰り返しに押し切られていた状況でした。



① 深刻化する経営状況

市民病院は、新型コロナウイルス感染症対応による空床・休床補償により、一時期は黒字経営に転じましたが、医師不足や看護師確保の困難化、診療報酬改定による収益構造の悪化さらに物価高騰や人件費の上昇などが重なり、「当期純損失」を計上する赤字経営が継続して発生してきました。

収支見通しによれば、純損失は今後5年間の平均で17億4千万円の赤字が生じ、これを補填するために一般会計からの繰入金が必要となります。

さらに、過去の設備投資や建物整備等に伴う長期借入金（企業債）残高も多額となっており、今後の返済負担が病院経営、ひいては市財政全体に重くのしかかる構造となっていました。

② 現行体制の限界

これまで赤穂市は、経営改善計画の策定や診療体制の見直しなど、直営による立て直しを模索してきました。しかし、

- 医師・医療人材の安定確保が困難
- 公立病院としての人事・給与制度の制約
- 迅速な経営判断が難しい体制

といった課題から、直営のまま持続可能な経営を行うことには限界があるとの判断に至り、令和9年4月1日から指定管理者制度に移行されることになります。

③ 指定管理者制度への移行判断

こうした状況を踏まえ、赤穂市は地域医療を守るための現実的な選択肢として、医療法人伯鳳会を指定管理者とする指定管理者制度への移行方針を示しました。指定管理者制度により、

- 医療法人が有する人材ネットワークを活かした医師確保
- 民間的経営手法によるコスト管理と機動的な運営



伯鳳会グループ
ホームページ

- 市の財政負担の抑制と将来リスクの軽減を図りながら、市民に必要な医療機能を維持することが目的とされています。

④ 移行判断の遅れとその責任

市民病院経営改善調査特別委員会において、令和2年度を基準に各年度の目標改善額を設定し、2年連続で目標額に達成しない場合は、外部委員会に諮問することになっていましたが、市は諮問することなく従来の経営形態の継続を示していました。

また、赤穂市民病院経営検討委員会は、不測の時には速やかに経営形態の変更ができる「仕組み」を予め構築しておくことが重要であると提言されていましたが、それも行わず、結果的に経営形態の見直しが少なくとも1～2年遅れたことにより、余分な20億円以上の負債を出す結果となりました。これは市民への大きな負担となりますが、誰一人として責任を負わない、負えないのが公立病院の現状です。

⑤ 議会と議員の責任

市民の皆様には大きな負担を押し付けてしまうことに、議会の役目である行政監視・チェック機能が結果的に果てせいでいかなかったことになります。

今後、赤穂市が危機的な財政状況が続く上で、一議員として議員報酬の減額が必要であると責任を感じています。

⑥ 経営改革に関する市民説明会

私は、9会場すべての説明会に参加しました。その中で、民間である医療法人伯鳳会への不信感の声が多くありましたが、伯鳳会が指定管理者から撤退すると、令和8年度以降、財政調整基金（家計という貯金）が枯渇し、赤穂市の一般会計の破綻（いわゆる赤穂市の破綻。夕張市と同様の「財政再生団体」）となる深刻な状況となります。

伯鳳会理事長様と面談の機会をいただきましたが、赤穂市と地域医療に対する思いは深く、ある程度の財政負担も覚悟されておられます。

今後の見通し（単位：億円）	R7	R8	R9	R10	R11
市民病院の純損失	△16.0	△16.6	△16.8	△17.3	△20.4
一般会計から必要な追加繰入額	9.8	13.8	13.7	13.5	15.1
財政調整基金残高	16.8	△0.0	△15.0	△30.1	△47.3

～みんなの声～

日々、気になる
「何とかならんか」
「ちょっと聞いて」
どんなことでも
聞かせてください



他地区の支援者の方が聞かれたお声でした。高野地区の寺院前の市道に段差が生じており、何年も前から直して欲しいと聞いていますが、そのままになっているとのことでした。

担当課に確認すると要望が出ていない扱いとなっていたので、改めて要望し、舗装整備をしていただきました。

⑦ 今後の課題と議会の役割

一方で、指定管理者制度への移行は「経営改善の万能策」ではありません。

- 救急医療や不採算医療の確保
 - 市の関与と責任の在り方
 - 病院職員の雇用・処遇の継続性
 - 市民への説明責任と情報公開
- など、引き続き注視すべき課題が数多く存在します。

私は市議会議員として、市民の命を守る医療体制が後退することのないよう、また市の財政に過度な負担や不透明さが生じないように、議会の立場から厳しくチェックし、必要な提言を行ってまいります。

市民病院が将来にわたり、市民に信頼される病院であり続けるため、引き続き皆様の声を市政に届けてまいります。

指定管理者制度とは

地方自治体が設置する“公の施設”の管理を、議会の議決を経て選ばれた民間事業者等に行わせる仕組みで、民間のノウハウを活用しつつ、住民サービス向上と経費節減を目指す制度。

〈発行元〉 中谷行夫

〒678-0228 赤穂市松原町10-24
TEL & FAX : 0791-42-0990

【討議資料】

ホームページ: <http://nakatani-yukio.com>
E-mail: y.nakatani_0706@ares.eonet.ne.jp
Facebook: 中谷行夫



中谷行夫
ホームページ



中谷行夫後援会
Facebook



中谷行夫
Facebook



中谷行夫
LINE